

## 檀原市図書館協議会委員の公募に関する要領

檀原市立図書館の運営について、市民の皆さまの意見を反映させるため、檀原市図書館協議会委員を公募します。

### 1. 協議会の名称

檀原市図書館協議会

### 2. 公募する委員の人数

1人

### 3. 委員の任期

令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

### 4. 応募資格

応募資格については、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア. 応募時に本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市内で事業経営をしている者

イ. 応募時の年齢が満18歳以上の者

ウ. 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の委員に選任されていない者

エ. 行政機関(本市を含む。)の職員(特別職を含む。)でない者

オ. 檀原市立図書館利用カードの公布を受けている者

### 5. 報酬

協議会出席1回につき10,000円(税込み)

### 6. 協議会開催予定回数

年2回程度開催予定(平日)

### 7. 応募期間

令和6年3月1日(金)から5月2日(木)まで

### 8. 必要書類

① 応募申込書(応募用紙は、図書館で配布しています。図書館ホームページからもダウンロードできます。)

② 小論文テーマ「これからの図書館に期待すること」

上記についてあなたの考えを述べてください。(400字~800字程度)

### 9. 選考方法

選考委員会を設置し、応募書類をもとに書類選考及び面接により行います。

面接は書類選考合格者を対象とし、日時は別途通知します。

#### 10. 委員の職務

会議に出席して他の委員とともに、市立図書館の運営について意見を述べていただきます。

#### 11. 応募方法

下記のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- ①事務局（橿原市立図書館）へ直接提出
- ②郵送（令和6年5月2日必着）
- ③電子メール(kml@city.kashihara.nara.jp)

#### 12. 選考結果の通知

応募者全員に文書で通知するとともに、応募者個人の情報に該当する部分を除き公開します。なお、応募書類は返却いたしません。

#### 13. 選任に関する特例

公募を行った場合において、応募人数が募集定員に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者がなかったときは、再公募によらないで委員を選任することができるものとします。

#### 14. 事務局（お問い合わせ先）

橿原市立図書館 〒634-0075 橿原市小房町11-5  
電話番号:0744-29-2121